

国民が望む安心・安全で良質な医療を安定的に提供するための
診療報酬改定に関する診療側の意見

[医科]については省略

〔歯 科〕

I 基本的考え方

過去3回の診療報酬マイナス改定による歯科医療費の大幅な減少は、歯科医業経営を直撃し、国民への安全で安心できる歯科医療の安定的提供を困難なものにしている。

とりわけ前回改定の結果（歯科医療費は前年度比700億円の激減）、国民歯科医療体制は崩壊の危機に直面している。

歯と口腔の機能を回復・維持し、国民の生活を支えて健康寿命の延伸に寄与する歯科医療の適切な評価と、安定的提供のための歯科医療機関の経営基盤の確保を図るために、以下の事項を平成20年度診療報酬改定において実現することを要望する。

1. 歯と口腔の機能を回復・維持する歯科医療技術を適切に評価すること
2. 国民が安心して、より安全な歯科医療を受けられる体制を確保すること
3. 出来高払いとフリーアクセスを堅持すること
4. 高齢者のQOLを高める歯科医療提供体制の拡充と、その歯科医療技術を適切に評価すること
5. 歯科医療機関の経営基盤の安定を確保すること
6. 新技術、新治療指針に合致した診療報酬体系を構築すること
7. その他必要な事項

Ⅱ 具体的検討事項

1. 歯科医学・医術に則した歯科医療技術の適切な評価

- 1) 初・再診料の引き上げ
- 2) 「もの」と「技術」の分離による技術評価の重視
- 3) タイムスタディー調査等に基づく技術の適切な評価
- 4) 長年にわたり歯科医学的に認められていたにもかかわらず、前改定で評価を失った項目の再評価
(う蝕処置、咬合調整、歯周疾患基本治療及び処置等)
- 5) う蝕や歯周疾患等の継続的な維持管理の充実・評価
- 6) 口腔内手術に関する同一手術野、同一病巣の考え方の適正化
- 7) 義歯調整の算定回数制限の撤廃等による患者に分かりやすい診療報酬体系の整備
- 8) その他必要項目の見直し

2. 医療安全の確保

- 1) 医療安全対策に関するコスト調査結果を反映した適切な評価
- 2) 医療安全の為の体制整備と医療機関連携の適切な評価
- 3) 感染防止対策の適切な評価
- 4) 医療廃棄物の処理に対する評価

3. 後期高齢者歯科医療の適切な評価

- 1) 在宅歯科医療の評価の見直し
 - ・在宅医療を支援する歯科診療所の評価
 - ・訪問歯科診療料の規定の見直し
 - ・周辺装置加算を訪問歯科診療料の加算に変更
 - ・困難加算対象技術項目の適用拡大
- 2) 地域医療連携の適切な評価
 - ・歯科診療所からのカンファレンスへの参加の評価
 - ・地域歯科医療支援病院の施設基準の見直し
- 3) 口腔機能の維持管理に対する適切な評価
- 4) 専門的口腔管理に対する適切な評価
 - ・在宅歯科総管理の導入
 - ・訪問歯科衛生指導料の評価の見直し
- 5) 定期的口腔診断の導入

4. 歯科医療機関の経営基盤の安定確保

- 1) 医療の効率化のための事務的負担の軽減と簡素化
 - ・文書による情報提供の見直し
 - ・カルテ・レセプトへの記載規定の見直し
- 2) 医療のIT化に向けた経費の評価
- 3) 中間消耗材料のコストの評価
- 4) 診療報酬上の消費税の取扱いに対する適切な評価
- 5) 設備投資・維持管理費用の評価

5. 新技術、新治療指針に合致した診療報酬体系の構築

- 1) 日本歯科医学会による新しい治療指針に沿った診療報酬体系の構築
- 2) 日本歯科医学会提案の医療技術評価・再評価の積極的な採用

6. その他

- 1) 国民の保険受療権の拡大確保
- 2) う蝕及び歯周疾患重症化予防の評価
 - ・小児のう蝕多発傾向者の見直し
- 3) 医科歯科共通の技術の適切な評価

[調剤]については省略